

(案)

日 南 市

強くて、しなやかな日本へ

強 国
韌 化
土

NATIONAL
RESILIENCE

地 域 計 画

令和2年3月

 宮崎県日南市

目 次

| | |
|--|-------|
| 序 章 日南市国土強靱化地域計画とは | 1, 2 |
| 本市の地域特性 気候 地理的特性 交通 国土強靱化地域計画に対する考え方 日南市国土強靱化地域計画 策定の趣旨 地域計画の位置付け | |
| 第1章 地域計画の方針 | 3, 4 |
| 基本目標 基本方針 強靱化の進め方 地域計画の見直し | |
| 第2章 本市の災害について | 5~9 |
| 既往災害の状況 災害リスク | |
| 第3章 脆弱性評価と実施手順 | 10~12 |
| リスクシナリオ 脆弱性評価 評価基準 業績評価指標 | |
| 第4章 施策分野の推進方針 | 13 |
| 施策分野 推進方針 | |
| 第5章 個別施策分野別推進方針 | 14~27 |
| 第6章 個別施策分野別推進方針 | 28~36 |

(別紙施策集) リスクシナリオごとの脆弱性評価及び推進方針

序章 1. 本市の地域特性

1. 気候

本市の気象を気象庁油津特別地域気象観測所(以下、油津)の統計データでみると、気温は年平均約18℃、降水量は6月と9月が最も多く、年平均約2,600mmとなっている。また、風速はおよそ4.6mで北西から西南西の風向となっており、年間を通じ温暖な気候である。

日南市油津の気象データ 平年値(統計期間:1981年~2010年)

2. 地理的特性

○地形

日南市は、宮崎県南部に位置し、宮崎市、三股町、都城市、串間市に接している。本市の東側は日向灘に面し、その海岸線が「日南海岸国定公園」に指定されている。一方、北西部の南那珂山地には標高1,000m級の小松山や男鈴山等を有し、8割弱が林野で占められている。

本市の面積は536.12km²であり、林野面積が占める割合は78.0%、可住地面積は22.0%となっている。また、可住地面積に占める耕地面積の割合は24.4%となっている。

市の北部、西部、南西部は、鱈塚山、小松山、男鈴山等の山地が続き、これらを源流とする広渡川、酒谷川、細田川、南郷川、湯上川等の河川が谷を削り、下流に平野部を形成して日向灘に注いでいる。

海岸線はリアス式海岸で起伏に富み、重要港湾の油津港や多くの漁港が点在している。

○地層

市北部の南那珂山地の大部分は主として古第三系の四万十累層群上部層で構成され、その大部分は浸食に強い砂岩からなる。鱈塚山(1,119m)、柳岳(968m)を連ねる山稜は狭長で谷は深く刻まれ、壮年期の地形を呈している。四万十累層群は砂岩と頁岩を主とし、塩基性火山岩類を伴う厚い地向斜性堆積物からなっている。なお、本市を覆う四万十累層群上部は日南層群とも呼ばれる。

酒谷川・南郷川沿いには、始良火砕流が押し寄せ、シラス台地が発達している。

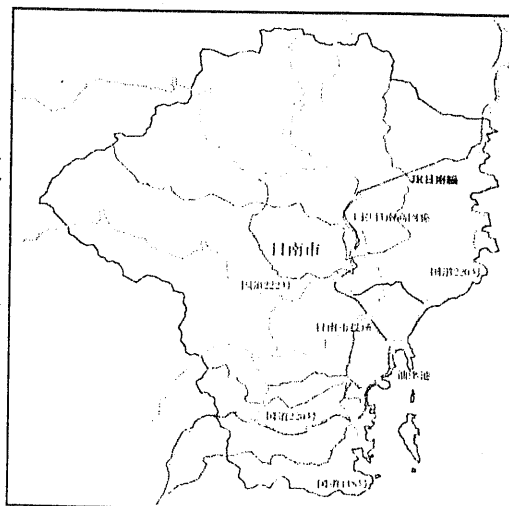
また、南那珂山地東部には新第三紀の宮崎層群からなる独立した傾動地塊があり、岩壺山(738m)を最高峰とする山稜は同山塊の西側に偏し、宮崎層群の走向に平行して南北に伸びる。山塊の東斜面は緩く傾斜して日向灘に没している。日南海岸は、整然と東傾斜する新第三紀の宮崎層群からなり、山地が海まで迫り、沖積低地に乏しい。

一方、油津以南の海岸は主に地質構造の複雑な四万十累層群上部からなり、差別浸食による屈曲の多い海岸を形成している。

3. 交通

本市の主要幹線道路は、国道220号、222号、448号、主要地方道28号(日南高岡線)や主要地方道3号(日南志布志線)等によって構成され、これらに連結する一般県道、市道等によって補完されている。なお、高速道路は、東九州自動車道「北郷日南東郷間」が平成29年度開通、「清武北郷間」が令和4年度開通予定、「日南東郷油津間」及び「油津南郷間」が事業中区間であるが、「南郷奈留間」は未事業区間となっている。

鉄道は、南宮崎～志布志を結ぶJR日南線が通っている。港湾は、県南地域の物流拠点港である重要港湾の油津港(昭和27年指定)及び大島港と外浦港の地方港湾がある。



序章 2. 国土強靱化地域計画に対する考え方

1. 日南市国土強靱化地域計画

防災、減災とならぶ社会のリスクマネジメントの一つで、強くしなやかな市民生活の実現を図るために、単なる災害対策だけにはとどまらず、地域の持続的な発展を行えるように、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせによって、地域に特化した社会資本整備を行う計画。

2. 策定の趣旨

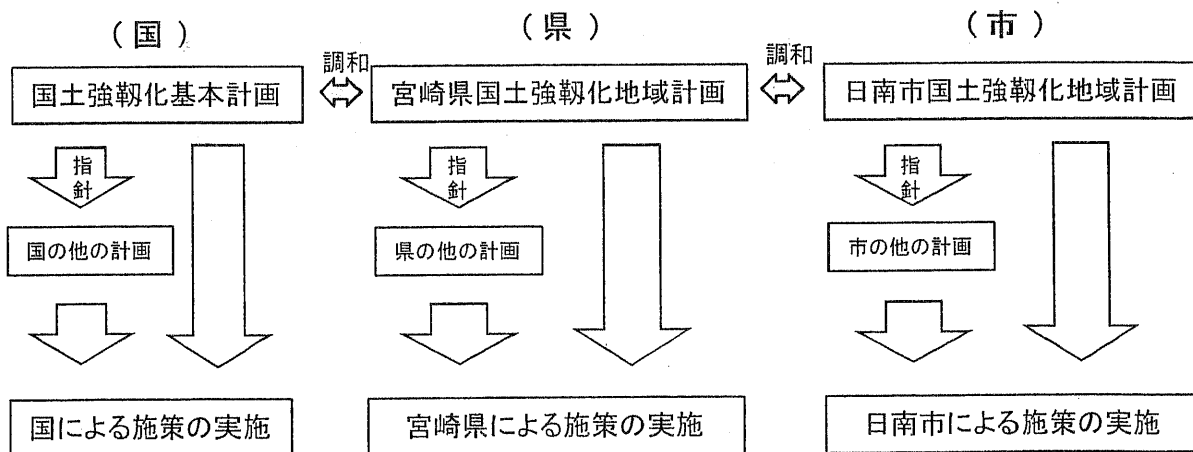
平成25年12月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行され、この基本法に基づき、平成26年6月には、国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)が策定された。

本市においても、南海トラフ地震による甚大な被害が想定される中、国土強靱化の理念や基本方針を踏まえ、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、日南市の強靱化を推進する指針となる日南市国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)を策定するものである。

3. 地域計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、本市の強靱化に関し、地域強靱化に関する他の計画等の指針となるものである。

なお、基本法第14条に基づき、国の基本計画及び県の地域計画との調和を図るものである。



強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
法律第九十五号(平二五・一二・一一)

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和がとれたものでなければならない。

日南市国土強靱化地域計画 第1章

第1章 地域計画の方針

1.基本目標

国土強化地域計画の目標は、原則として、基本方針における目標に即して設定することとされているため、本地域計画では、基本法の理念に基づき、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ・人命の保護が最大限図られること
- ・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ・迅速な復旧復興

以上4つの理念を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進することとする。

2. 基本方針

国土強靱化基本計画及び県の地域計画に掲げられた基本的な方針を踏まえ、事前防災、減災及び被災後の迅速な復旧復興等、大規模災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1)強靱化への取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的な原因について、あらゆる側面から吟味しつつ取組にあたること。
- ② 長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、活力を高め、生活機能の維持、地域経済の持続的な成長につながる取組にあたること。

(2)適切な施策の組み合わせ

- ① 施設整備等のハード対策と訓練等のソフト対策を適切に組み合わせることで効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」「共助」「公助」により官民が適切に連携及び役割分担を行い取り組むこと。
- ③ 非常時に効果を発揮するのみならず、平常時にも有効活用される対策となるよう工夫すること。

(3)効率的な施策の推進

- ① 人口減少等に起因する市民の需要の変化、気候変動、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財源の効率的な活用による施策の持続的な実施に配慮して、施設の重点化を図ること。
- ② 国県の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間の積極的な活用を図ること等により、効率的・効果的に施策を推進すること。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ④ 人命保護の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(4)地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮した施策を講ずること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観維持に配慮すること。

日南市国土強靱化地域計画 第1章

3. 強靱化の進め方

国の基本計画や県の地域計画に基づき、次のPDCAサイクルを繰り返すとともに、常に直前の過程に戻り見直すことで、強靱化の取組を推進する。

- ① 「基本目標」「事前に備える目標」及び「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定
- ② リスクシナリオに基づき脆弱性の評価の実施
- ③ 脆弱性を克服するための課題と対応方策を検討
- ④ 施策の実施
- ⑤ 施策の評価、見直し、改善の実施

4. 地域計画の見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、地域計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることか、今後の社会経済情勢等の変化や、国の基本計画、県の地域計画の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。

なお、5年に満たない場合であっても国の施策の動向や本市の重点施策見直しより、本計画の見直しが必要と判断される場合は、適宜修正を行うものとする。

第2章 本市の災害について

A. 既往災害の状況

1. 台風

本市は、宮崎県の南部に位置しており、東は日向灘に面し、西は霧島山系に連なっている。このような地理的条件から台風の襲来が頻繁にあり、多くの被害が発生している。

宮崎県に災害をもたらす台風は以下の4つの経路のものがあり、その内最も被害を大きくするものは九州の南部若しくは西部に上陸し、九州を縦断するものである。

台風の経路

- ① 九州南部に上陸し九州を縦断
- ② 九州西部に上陸し九州を縦断
- ③ 日向灘を北上
- ④ 九州西方海上を北上

[台風による日最大風速の状況(油津m/s)]

| | | | | | | | |
|----|-----|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------------------|
| 油津 | 風速 | 37 | 33.6 | 33.2 | 32.8 | 32.8 | 1949.1 ~ 2018.12 |
| | 風向 | SE | SSE | ESE | S | S | |
| | 年月日 | 2004.8.30 | 2007.7.14 | 1982.8.26 | 1951.10.14 | 1949.6.20 | |

[台風による日最大及び日最大1時間降水量の状況(油津mm)]

| | | | | | |
|----|---------------|-----------|-----------|-----------|--------------------|
| 油津 | 日最大 降水量 | 348.7 | 346 | 325 | 1949.1~ 2011.12 |
| | | 1951.6.30 | 2008.9.18 | 1988.7.25 | |
| | 日最大 1時間降水量 | 89.5 | 84 | 77.5 | 1949.1~ 2011.12 |
| | | 1981.9.25 | 1974.9.26 | 1970.7.3 | |

2. 高潮

台風災害において、風水害と並んで大きい被害をもたらすのが高潮であり、東側が日向灘に面する長い海岸線を有している本市では、過去において多くの高潮被害が発生している。

[本市で観測された高潮(油津)]

| 台風名 | 最低気圧 (hpa) | 最大風速 (m/s) | 最高潮位 (cm) | 潮位偏差 (cm) |
|--------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| S20.9.17 (枕崎) | 944.2 | — | 400 | 60~70 |
| S 25.9.13 (キジア) | 968.1 | NNW30.6 | 302 | -70 |
| S 28.9.25 (13号) | 989.7 | N18.4 | 302 | 38 |
| S 29.9.13 (12号) | 960.7 | SE25.1 | -340 | 93~101 |
| S 38.8.9 (9号) | 976.1 | NE19.2 | 294 | 60 |
| S 39.9.24 (20号) | 954.2 | NSE24.7 | 337 | 80 |
| S 49.8.18 (14号) | 997.4 | NNE22.5 | 299 | 35 |
| H16.8.30 (16号) | 969 | SE37.0 | 323 | 74 |

出典: 宮崎県地域防災計画

- (注)
- 1. 最低気圧: 宮崎地方気象台観測値
 - 2. 最高潮位基準油津港平均潮位下116cm
 - 3. 潮位偏差=実測潮位-推算潮位+D
(D=実測月平均潮位-推算月平均潮位)

日南市国土強靱化地域計画 第2章

3.集中豪雨

本市では、梅雨前線や低気圧による集中豪雨による水害被害が多く発生している。

| 年 月 日 | 原因 | 県内の被害概況 |
|---------------------|--------------|---|
| 60. 6. 18 ～ 28 | 集中豪雨 | 降水量 油津277.0mm |
| 62. 7. 15 ～ 20 | 集中豪雨 | 降水量 油津305.0mm |
| 62. 9. 10 ～ 14 | 集中豪雨 | 降水量 油津236.0mm |
| 62.10. 10 ～ 11 | 集中豪雨 | 降水量 油津232.0mm |
| 62.10. 14 ～ 16 | 集中豪雨 | 降水量 油津206.0mm |
| 63. 7. 25 ～ 29 | 集中豪雨 | 降水量 油津480.0mm |
| 平成元 6. 29 ～ 7. 3 | 集中豪雨 | 降水量 油津176.0mm |
| 2. 6. 28 ～ 7. 2 | 集中豪雨 | 降水量 油津269.0mm |
| 4. 6. 7 | 集中豪雨 | 降水量 油津143.5mm |
| 5. 6. 12 ～ 19 | 梅雨前線による集中豪雨 | 総降水量 えびの1,272mm 西米良691mm 油津421mm 負傷者3名 家屋全半壊9戸 一部損壊11戸 家屋浸水387戸 被害総額168億9,000万円 |
| 5. 6. 22 ～7. 2 | 集中豪雨 | 降水量 油津483.0mm |
| 5. 7. 4 ～ 7 | 集中豪雨 | 降水量 油津359.0mm |
| 5. 7. 31 ～ 8. 2 | 大気不安定による集中豪雨 | 総降水量 えびの943mm 宮崎486mm 油津426mm 死傷者9名 家屋半壊22戸 一部損壊20戸 家屋浸水2,284戸 被害総額312億9,000万円 |
| 10. 2. 19 ～ 20 | 集中豪雨 | 降水量 油津203.5mm 崖崩れ19カ所 浸水家屋36戸 一部損壊8戸 被害総額2億9,400万円 |
| 12. 6. 2 ～ 4 | 梅雨前線大雨 | 総降水量 えびの301mm 深瀬283mm 死者1名 家屋浸水2戸 被害総額5億円 |
| 15. 5. 12 ～ 14 | 低気圧 | 総降水量 鰐塚山・深瀬389mm 一部損壊1戸 家屋浸水58戸 被害総額19億3,000万円 |

4.地震及び津波

○地震

宮崎県付近で発生した地震は、以下の3つに大別され、その内日向灘に震源を持つ地震が最も多く、被害も大きい。

- ① 日向灘に震源を持つ地震
- ② えびの市、小林市付近に震源を持つ地震
- ③ 鹿児島県地方に震源を持つ地震

○津波

宮崎県東方沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に1度の割合で、M(マグニチュード)7クラスの地震が発生しており、多くの場合において津波を伴っている。本市は、日向灘に面して長い海岸線があり、過去において多くの津波被害を受けてきた経緯がある。

[宮崎県の被害地震]

| 地震名 | 西暦 | M | 現象 |
|-------------|------|-----------|---|
| | | (マグニチュード) | |
| 日向灘 | 1498 | 7 | 九州で山崩れ、地裂け泥湧出。民屋はすべて壊れ死者多数。伊予で地変。同日畿内に地震、被害はなかったらしい。 |
| 日向・大隅 | 1662 | 7.6 | 日向灘沿岸に被害。城の破損、潰家3,800と多く、死者多数。山崩れ、津波を生じ、宮崎県沿岸7ヶ村周囲7里35町の地が陥没して海となった。日向灘の地震の中でも特に被害が大きかった。 |
| 日向・豊後 肥後 | 1769 | 7.4 | 延岡城・大分城で被害多く、寺社・町屋の破損が多かった。熊本領内でも被害が多く、宇和島で強く感じた。津波があった。 |
| 日向灘 | 1899 | 7.1 | M6.9の地震が続けて発生し、宮崎・大分では家屋が小破し、土蔵が倒壊した。 |
| 宮崎県西部 | 1909 | 7.6 | 宮崎市付近で被害が大きく、宮崎・大分・鹿児島・高知・岡山・広島・熊本の各県に被害があった。大きなやや深発地震で、深さ約150km。従来、日向灘とされていたもの。 |
| 日向灘 | 1931 | 7.1 | 宮崎県で家屋全壊4、死1。鹿児島県で家屋全壊1。室戸で津波85cm。 |
| 日向灘 | 1939 | 6.5 | 大分県沿岸で小被害、宮崎県で死1。小津波があった。 |
| 日向灘 | 1941 | 7.2 | 大分・宮崎・熊本の各県で被害があり、死2、家屋全壊27。九州東岸・四国西岸に津波があり、波高は最大1m。 |
| 日向灘 | 1961 | 7 | 宮崎・鹿児島両県で死2、家屋全壊3。九州から中部の沿岸に津波、波高は最高50cm。 |
| えびの | 1968 | 6.1 | 2時間ほど前にM5.7の前震、翌日にもM5.6の余震があった。死3、傷42、建物全壊368、半壊636。山崩れが多かった。3月25日にもM5.7とM5.4の地震があり、建物全壊18、半壊147。 |
| 日向灘 | 1968 | 7.5 | 高知・愛媛で被害多く、傷15、住家全壊1、半壊2、道路損壊18など、小津波があった。 |
| 日向灘 | 1970 | 6.7 | 傷13、山崖崩れ4。小津波があった。 |
| 日向灘 | 1984 | 7.1 | 宮崎・大分・熊本の各県で被害、傷9、建物一部破損319など。弱い津波があり、延岡で18cmを記録した。 |
| 日向灘 | 1987 | 6.6 | 死1、傷若干のほか、建物・道路などに被害があった。 |
| 日向灘 | 1996 | 6.6 | 軽微な被害、小津波があった。 |
| 日向灘 | 1996 | 6.6 | 軽微な被害、小津波があった。 |

第2章 本市の災害について

B.災害リスク

1.風水害

本市は、既往災害の状況を見ると、台風や梅雨前線等による集中豪雨や局所的で短時間で発生する集中豪雨が頻繁に発生し、人命や家屋等の被害を受けている。よって、本計画の策定に当たっては、本市の特性及び過去の災害事例等を考慮しつつ、以下の風水害を想定する。

○水害

本市の河川は、本市西部及び北部の1,000m級の山地から20～30kmの距離を流下して日向灘に注ぐ急しゅんな河川であり、大雨が降った場合、河川の決壊、内水のはん濫など浸水被害が発生する可能性が高い。また過去において台風や集中豪雨による多くの水害が発生している。本市では、水防法に基づく浸水想定区域に指定された区域や過去に浸水被害が発生した区域に加え現在想定する最大級の降雨に基づく洪水の浸水区域等を、水害の発生する区域として想定する。

○土砂災害

本市は、市域の大部分を山地が占めており、山地を流下する河川沿いの平坦地等に集落や市街地が形成されている。よって、大雨が降った場合、土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生する確率が高く、過去において台風や集中豪雨による多くの土砂災害が発生している。また本市では1,257箇所が土砂災害警戒区域に指定されている。

○高潮

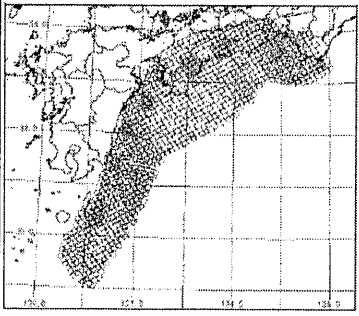
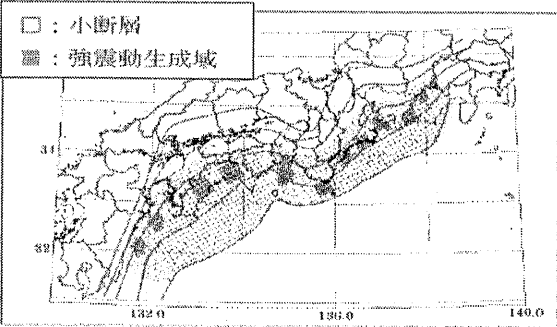
本市は、日向灘に面する長い海岸線を有しており、台風が九州を縦断するルートを通じた場合、高潮の発生する確率が高い。過去において台風の来襲時に高潮が発生したケースがあるため、日向灘に面する海岸線を本市において高潮の発生する地域として想定する。

2.地震・津波

南海トラフ地震による日南市の被害概要

○地震・津波断層モデル

「宮崎県地震・津波及び被害の想定について(平成25年10月)」では、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)のうち宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる「宮崎県が独自に設定したケース」の2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定している。

| 予測手法 | 統計的グリーン関数法+震度増幅 | |
|------|--|---|
| | 内閣府モデル (M9.0) | 宮崎県独自モデル (M8.9) |
| 震源特性 |  <p>内閣府(2012)の陸側ケース※1</p> |  <p>宮崎県独自に設定したケース</p> |
| サイト | 深い地盤構造(予測単位) | 宮崎県モデル※2(約1km毎) |
| 特性 | 浅い地盤構造(予測単位) | J-SHIS※3モデルを元に再設定(約50m毎) |

日南市国土強靱化地域計画 第2章

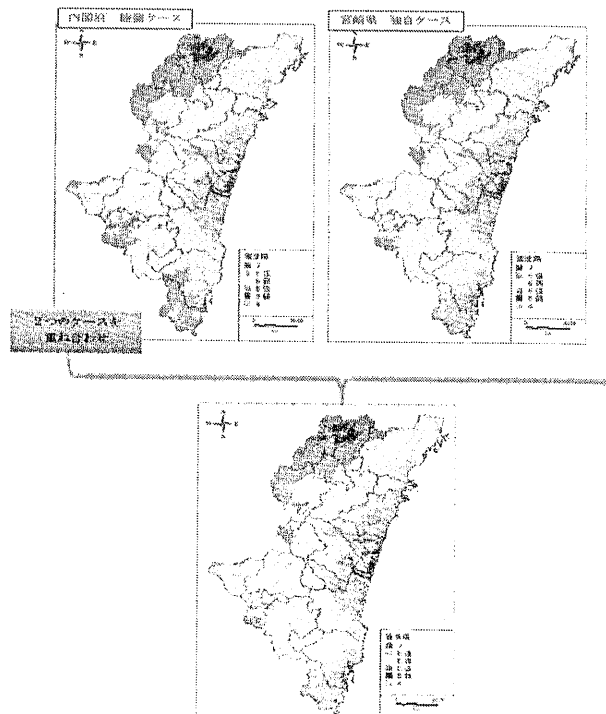
また、最大クラスの津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)のうち宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④・⑪」、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる「宮崎県が独自に設定したケース」の3つのモデルによる津波の想定結果を重ね合わせて想定している。

| | 内閣府モデル | | 宮崎県独自モデル |
|--------------|---|-------------|---|
| | ケース④(Mw9.1) | ケース⑪(Mw9.1) | (Mw9.1) |
| 説明 | 内閣府が東北地方太平洋地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波として想定。 | | 東北地方太平洋沖地震において、複数の震源域が連動して大規模地震となった現象を踏まえて、防災上の観点から、日向灘で発生する地震による断層破壊が、周辺の一定の領域(セグメント)まで広がった場合の巨大な地震・津波として想定。 |
| 震源域 | | | |
| 地盤の鉛直方向変動量分布 | | | |

[津波浸水想定]

| | 想定 | 備考 |
|----------|---------|---|
| 最大震度 | 震度7 | |
| 津波高(最大値) | 14m | 津波水位に地殻変動量を考慮し、メートル以下第2位を四捨五入し、第1位を切り上げた数値。 |
| 津波高(最小値) | 9m | |
| 浸水面積 | 1,340ha | 河川等の部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上の浸水面積。 |
| 津波到達時間 | 14分 | 海岸線から沖合約30m地点において地震発生直後から水位の変化+1mになるまでの時間を表示。 |

[震度分布図]



第3章 脆弱性評価と実施手順

1. リスクシナリオ

本計画の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」は、国の国土強靱化基本計画に基づき県が設定した4つの基本目標、8つの「事前に備えるべき目標」及び41項目の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を参考に、2つの目標はそのまま準用し、39項目を抽出して次の通り設定した。

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

| 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | |
|---|--|---------------|----------------------------------|
| 1. 人命の保護が最大限図られる | 1 大規模災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1 | 大規模地震による建造物の崩壊及び住宅密集地における火災の発生 |
| | | 2 | 不特定多数が集まる施設の倒壊や火災の発生 |
| | | 3 | 津波による多数の死者の発生 |
| | | 4 | 異常気象による広域かつ長期的な市街地の浸水 |
| | | 5 | 土砂災害による多数の死者の発生及び地盤の脆弱性が高まる事態 |
| | | 6 | 避難行動の遅れによる死傷者の発生 |
| 2. 市及び社会の重要な機能が致命的な影響を受けず維持される。 3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化。 | 2 大規模災害が発生後すぐに、救助・救急・医療活動等が迅速に行われる。 | 1 | 生命に関わる物資(食料・飲料水等)供給の長期停止 |
| | | 2 | 避難所機能不全による被災者の生活の質低下 |
| | | 3 | 多数の孤立集落の発生及び、長期化 |
| | | 4 | 救助・救出活動組織の被災による活動人員不足 |
| | | 5 | 救助・救急・医療活動のためのエネルギー供給の途絶 |
| | | 6 | 帰宅困難者への物資(食料・飲料水等)の提供 |
| | | 7 | 医療施設及び施設従事者の被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 8 | 衛生環境の悪化による疫病・感染症の拡大 |
| 4. 迅速な復旧復興。 | 3 大規模災害発生後の行政機能の確保 | 1 | 市職員の被災による行政機能の低下 |
| | | 2 | 公共施設被災による機能低下 |
| | 4 大規模災害発生後の情報通信機能の確保 | 1 | 停電による情報通信の麻痺、事態の長期化 |
| | | 2 | 放送設備被災による災害情報伝達の停止 |

日南市国土強靱化地域計画 第3章

| | | | | |
|--------------------------------|---|--|---|--|
| 1.人命の保護が最大限図られる | 5 | 大規模災害発生後の経済活動の維持 | 1 | 物流システムの機能麻痺による企業の生産活動の低下及び金融サービス停止による市内経済の停滞 |
| | | | 2 | 経済活動に必要なエネルギーの供給停止 |
| | | | 3 | 重要産業施設の被災 |
| | | | 4 | 交通ネットワークの機能停止 |
| | | | 5 | 食料等の安定供給の停滞 |
| 2.市及び社会の重要な機能が致命的な影響を受けず維持される。 | 6 | 大規模災害発生後の生活・経済活動に必要な最低限の電気、上下水道、燃料交通網の確保及び早期復旧 | 1 | 送配電施設及び燃料供給連鎖管理の機能停止 |
| | | | 2 | 上水道の供給の停止、事態の長期化 |
| | | | 3 | 汚水処理施設の機能停止、事態の長期化 |
| | | | 4 | 生活道の遮断による生活の質の低下 |
| 3.市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化。 | 7 | 制御不能な二次災害を発生させない | 1 | 市街地での大規模災害の発生 |
| | | | 2 | 有害物質の流出及び拡散 |
| | | | 3 | 沿道の建築物崩壊による交通麻痺 |
| | | | 4 | 農業用のため池損壊による二次災害 |
| | | | 5 | 農地・森林の荒廃化による被害拡大 |
| | | | 6 | 風評被害による経済停滞 |
| 4.迅速な復旧復興。 | 8 | 大規模災害発生後の地域社会・経済が迅速に再建できる社会資本の整備 | 1 | 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ |
| | | | 2 | 人材(専門家・技術者)不足による復旧・復興の遅れ |
| | | | 3 | 地域コミュニティの崩壊、治安悪化による復旧・復興の遅れ |
| | | | 4 | 東九州自動車道、港湾等の基幹インフラの損壊による、復旧・復興の遅れ |
| | | | 5 | 浸水害の長期化による復旧・復興の遅れ |
| | | | 6 | 社会基盤の復旧遅延による生活再建の遅れ |

リスクシナリオの数字表現について

事前に備えるべき目標の番号＋起きてはならない最悪の事態の番号の組み合わせで表現する。
例【1-1】ならば「大規模地震による建造物の崩壊及び住宅密集地における火災の発生」となる。

2.脆弱性評価

39の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために有効な現在行っている施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。

3.評価基準

○ハード・ソフト対策の組み合わせ

設定された施策分野に則って、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ、限りある財源の中で地域社会・経済の強靱化に取組む必要がある。

○施策の重点化

防災・減災等に資する地域強靱化施策については、これまでの想定を超える災害を想定し、地域強靱化施策をその基本目標(人命を守る、被害を最小限にする、重要施設が致命傷を負わない、早期に復旧復興を行う)に照らし、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図る必要がある。

○代替性・冗長性等の確保が必要

いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であるため、代替性・冗長性等の確保やBCP等に基づく業務継続体制の整備を行う必要がある。

○官と民の連携が必要

個々の施策の実施主体は、市だけでなく、国や県、民間事業者、NPO、市民など多岐にわたる。市以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成などの組織体制の強化及び行政による適切な支援が必要不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

第4章 施策分野と推進方針

1. 施策分野

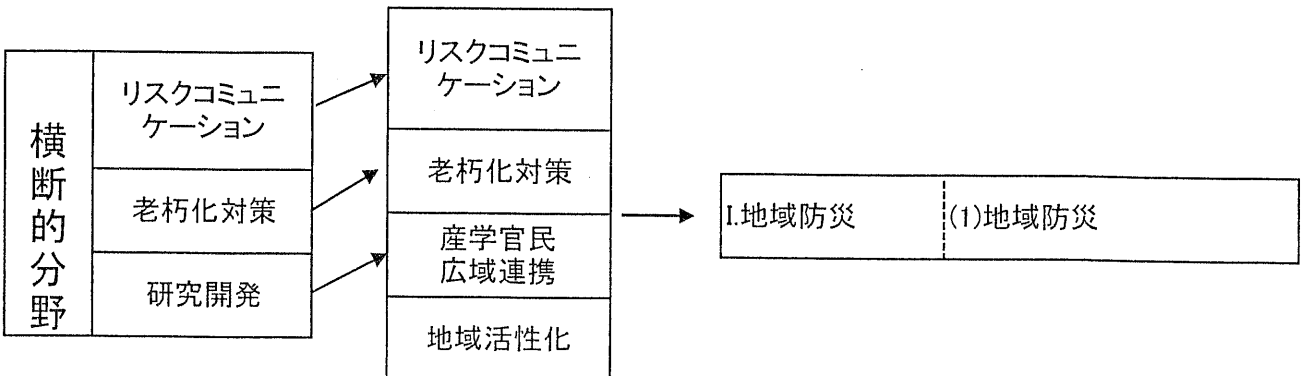
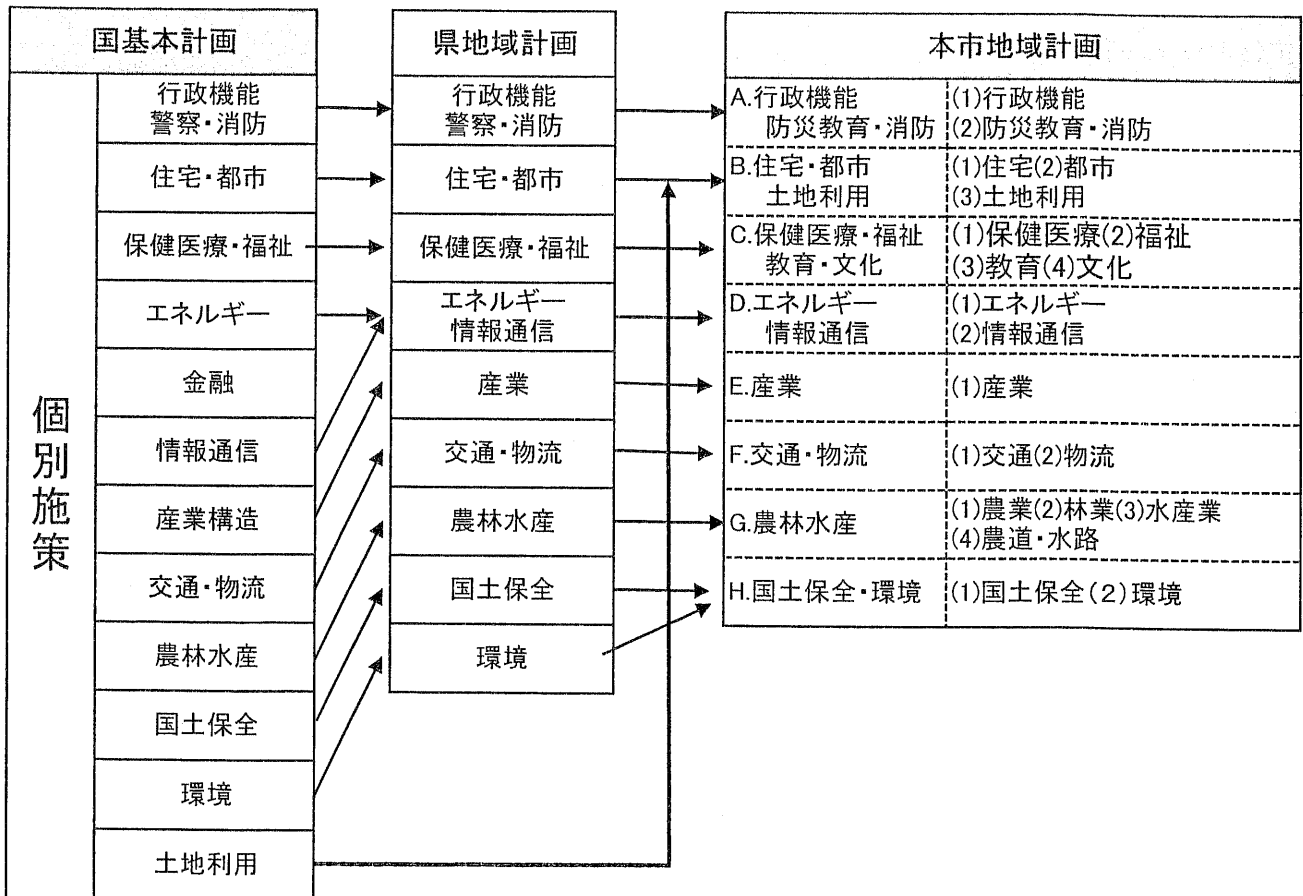
本計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価を行うに当たり設定した以下9つの個別施策分野と1つの横断的分野とする。

○個別施策分野

A.行政機能/防災教育・消防 B.住宅・都市/土地利用 C.保健医療/福祉・教育
D.エネルギー/情報通信 E.産業 F.交通・物流 G.農林水産 H.国土保全・環境

○横断的分野

I.地域防災



国土強靱化地域計画 第5章

第5章 施策の推進方針

A.行政機能／防災教育・消防

(災害対策本部体制の充実・強化)

○大規模地震の発生等を想定した場合、災害対策本部要員が登庁できず、また、災害が長期化した場合に必要な体制が維持できないなどの問題が生じる恐れがあることから、災害発生後速やかに職員を参集するため、本庁近隣居住職員の活用を行うとともに、本部体制の中長期的な維持のために、各課の役割を明確にし、最小人員で最大効率を出せるように災害対策本部機能の充実を図る。【3-2】

○災害対策支援情報システムの運用や県からの情報連絡員の派遣の受け入れ体制など、被災情報を迅速かつ確実に収集し伝達するとともに、災害対策本部における情報共有・分析、受援調整、広報機能を強化することにより、これを的確に整理・分析し、応急対策に生かすための体制整備を図る。【3-2】

○災害時に近隣自治体等の関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、防災拠点庁舎の建設を見据えた災害対策本部内や関係機関が有する情報を共有するための新たな情報共有システム整備等の検討を進める。【3-2】

(支援の受入体制の構築)

○広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県で定められている「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、支援の受け入れが、円滑に行えるように随時受援計画の見直しを進めていく。【2-1】

(職員の災害対応能力の向上)

○大規模災害時の円滑な応急活動のための職員行動要領の充実を図ると共に、様々な防災関連の研修、セミナー等への積極的な参加や総合防災訓練等を通して防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。【3-2】

(日南市業務継続計画(BCP)の推進)

○日南市業務継続計画(BCP)について、毎年度、適切な進行管理や訓練の実施、内容の見直し等を行いながら、より充実した計画になるようバージョンアップを図る。また、本庁舎の建具飛散防止をはじめ、電力や上下水道等のライフラインが確保できるよう供給システムの多重化を図るなどの必要な対策を推進していくことにより、非常時の初動期における行政機能の維持を図る。【3-1】

(防災体制の充実・強化)

○特別職を含む職員を対象とした研修、災害対策本部運営訓練等により初動体制の確立および防災関係機関との連携強化を図る。【3-2】

○災害時において優先的に実施すべき業務を整理し、これらの業務に必要な人員や資機材等を明らかにし、計画に沿った備えを行っておくことが重要であることから、研修会の開催等により、各課等における業務継続計画(BCP)について毎年度見直しを行う。【3-2】

○本庁舎について、災害発生時にもその機能が損なわれないよう、防災拠点の耐震化やまた浸水エリア内にあるため庁舎等の浸水対策や非常時の電源の確保等の行政機能維持に努める。【3-2】

(防災拠点となる本庁舎の耐震化等)

○災害応急対策や復旧・復興対策を円滑に実施できる防災拠点となる本庁舎の整備を推進する。【3-1】

○防災拠点となる庁舎の耐震化等の防災対策の整備を推進する。【3-1】

(災害緊急車両、重要施設への燃料供給体制の確立)

○発災時には、宮崎県では、中核SS等から燃料供給を出来る体制をとっている。何時災害が起こっても緊急通行車両等や優先供給施設への燃料供給出来るように頃より関係機関と連携し、手順や運用方法を確認する。また県域での燃料供給が逼迫した場合は、石油備蓄法に基づく計画により国を通じて石油連盟からの支援が行われることとなっており、今後、優先供給施設の毎年度の施設情報の把握や燃料を供給するための手順を定めたマニュアルの作成並びに関係機関への手順の周知、国の訓練への参加を進めて行く。【2-5】

国土強靱化地域計画 第5章

(避難情報の的確な発令)

○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、発令基準に従って避難情報を発令するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。【1-4】

(被災者台帳の整備促進)

○被災者支援の円滑な実施を行うため、市における被災者台帳・被災者支援システムの導入を促進する。【8-6】

(避難所における生活環境の改善)

○被災者の生活支援として、必要な物資の確保や配給体制の整備を行い、関係機関の協力のもと生活環境の改善を図る。【2-2】

(避難所の耐震化・機能強化の促進)

○大規模地震における避難所の確保及び余震による二次被害から市民の命を守るため、避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の耐震化(非構造部材等を含む)、老朽化対策及び機能強化を促進する。【2-2】

(避難所外避難者対策)

○大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策について検討を進める。【2-2】

○災害ボランティア(個人や民間団体)との連携による支援についても検討を進める。【2-2】

(広域避難対策)

○大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを想定し、県内市町村間での避難者受入に係る連携の取組を推進する。本市においては、「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」の枠組で対応するとともに沿岸部から内陸部への広域避難について具体的な検討を進める。また防災訓練を通じ、広域的な避難訓練を実施することにより自治体間の連携の取組を促進する必要がある。県内の避難所で避難者を収容できない場合には、県外への広域避難について、「九州山口9県災害時応援協定」に基づき隣県等との避難体制について県と協議を進める。【2-2】

(災害時の拠点施設としての道の駅の整備)

○「道の駅」はその立地や設備等により、避難者受入機能をはじめ、防災拠点としての活用が期待できることから、平時より指定管理者と連携して適切な維持管理を行うとともに、新たに設置する「道の駅」は災害時の拠点施設としての機能を考慮し整備を図る。【2-1】

(自治体間の応援体制の構築)

○九州市長会、姉妹都市をはじめとする協定締結自治体との円滑な連携を図るため、随時連絡体制を確認、受入訓練等を実施するとともに、受援計画の適宜見直しを行い、受援体制の強化を図る。【2-1】
○県内沿岸10市町で構成する「宮崎県津波対策推進協議会」において津波災害対策の検討を進めるとともに、都城市を中心とした県南自治体で構成する「宮崎県南部地域大規模災害対策連絡推進協議会」において、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても協議を深め、相互支援体制の促進を図る。【2-1】

(広域火葬体制の構築)

○大規模災害により、被災市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあることから、県内の他市町村及び近隣県の火葬場を活用した広域火葬を実施するため、連絡担当部局や火葬場情報の把握、要請・応援に係る手順等を定めた計画策定及び体制等を「日南市地域防災計画」に準じて検討を行い構築する。【2-8】

(防災関係機関の連携強化)

○大規模災害時には、多数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。【2-1】
○避難者の支援や災害物資の調達等が円滑に図られるよう宮崎県南部地域大規模災害対策連携協議会と連携するとともに、被災者の救助が迅速に行われるよう防災訓練等の様々な機会を捉えて自衛隊や警察等、国県の関係機関と連携強化を図る。【2-1】

国土強靱化地域計画 第5章

(宮崎県総合防災情報ネットワークの活用)

○宮崎県総合防災情報ネットワークを活用するために、日頃より操作確認を徹底する。【1-4】

(ICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)の推進)

○東日本大震災や熊本地震の被災状況等を教訓として、情報システムの大規模自然災害対策を促進する。また、被災時の人員体制の整備や復旧に係る訓練の実施により、ICT-BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む。【3-1】

(備蓄推進)

○生活必需品の備蓄は市民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には国からの支援到達まで3日以上かかることが予想されことから、南海トラフ巨大地震の想定避難者数を踏まえ、県・市の役割分担、備蓄量等を定めた備蓄指針を策定し、計画的な備蓄を推進する。【2-1】

(市民の防災意識の啓発)

○大規模災害において、市民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、県・隣接市と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。【1-1】

(自主防災組織等の活性化推進)

○地域の防災力向上のために、自主防災組織への資機材の整備や防災専門官による防災講話の実施により、自主防災組織の育成・活性化を支援する。【1-1】

(学校における防災教育の推進)

○津波を含めたあらゆる自然災害に備え、県が作成した「防災教育資料集」や、DVD教材の活用により教職員の災害対応能力を向上させるとともに、各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する。【1-3】

○防災専門官の助言を得ながら、津波を想定した避難訓練に継続的に取り組み、教職員及び児童生徒の災害対応能力を向上させる。【1-3】

(津波情報の迅速・的確な伝達手段の確保)

○津波発生や避難に関する情報を時間、地域によらず市民や観光客等に確実に伝達するために、同報系の防災行政無線や戸別受信機の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等様々な伝達手段を活用する。また、防災・気象メールサービスへの登録など、市民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。【1-3】

○津波浸水地域内にあるホテルや観光案内所へハザードマップを掲示する。【1-3】

○ガイドブックやパンフレットなどに緊急避難所の位置を掲載する。【1-3】

○スポーツキャンプや各種競技大会開催時期及び市内各地の観光地においては、特定の地域に多数の選手・関係者、クルーズ乗船客を含む観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等の対策を検討していく。【1-3】

(市民への広報・広聴機能の整備)

○市の公式ホームページや、SNSを活用して速やかに情報を発信できる体制を整える。また担当者以外の職員についても情報発信が行えるよう研修を行う。【2-2】

(災害発生時の情報発信)

○災害の種類、規模、経過時間などに応じて、速やかで的確な情報発信が可能となるよう、あらかじめ発信する情報の内容と情報発信伝達手段について検討を進める。【7-6】

○災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、特産品の製造や販売の状況等の発信すべき情報や発信の方法等を検討する。【7-6】

(緊急車両の登録)

○災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、緊急通行車両を運用する機関、事業所等に対して、事前届出制度に関する啓発活動を推進する。【2-1】

国土強靱化地域計画 第5章

(消防力の充実・強化)

○県総合防災訓練及び県外で行われる九州ブロック訓練への積極的な参加及び補助制度等を利用した装備の充実に努める。【2-4】

(消防施設における非常用電源設備等の整備)

○通信回線の冗長化の状況及び非常用発電設備の有無、運転可能時間、燃料の供給状況を確認し、災害に対応できる必要な措置を講じる。【3-2】

(ヘリ関係機関の連携強化)

○大規模災害発生時にヘリコプターによる迅速な情報収集や救助を効率・効果的かつ安全に活用するため、平常時よりヘリコプターの運用調整を行うとともに、ヘリコプター活動拠点の確保、病院周辺に1箇所以上のヘリコプター離着陸場を確保するなど必要な環境整備を推進する。【1-3】

<成果指標>

- ・民間企業等との災害支援協定締結数 36(H30) → 46(R6)
- ・自主防災組織等の訓練や防災講話等の実施回数 54(H30) → 153(R6)
- ・自治会加入率 86.6%(H30) → 87.0%(R6)
- ・AEDを含む救急法講習会参加者数 2,726人(H30) → 3,500人(R6)
- ・無人航空機(ドローン)を活用した隊の編成数(累計) 0チーム(H30) → 1チーム(R3)

国土強靱化地域計画 第5章

B.住宅・都市/土地利用

(木造住宅の震災対策)

○耐震性が不足していると見込まれる住宅の約95%を占める木造戸建住宅に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による耐震化を推進する。【1-1】

(学校施設の震災対策)

○学校施設は、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。また避難所となっている学校施設(体育館を含む)のトイレの洋式化についても整備を進めていく。【1-1】

(上水道施設等の耐震化)

○被災時においても、日常生活を維持するためには、水道水の供給が不可欠であることから、上水道施設の耐震・津波対策のため、上水道システムの再構築に取り組むとともに、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進める。さらに、大規模災害時においても、水道水の迅速な供給が可能となるような防災訓練の実施に加え、関係機関との連携を強化する。【2-1】

(下水道施設の災害対策)

○下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練の実施を促進する。【2-8】

(住宅の火災予防対策)

○住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報紙等の各種メディアや消防防災関係イベントを利用した広報啓発等の取組を継続する。【1-1】

(安全快適な街作り(無電柱化))

○生活空間の改善のため無電柱化の計画を取り入れたまちづくりを推進する。【1-1】

(避難施設の整備、津波避難場所の確保)

○津波避難計画に基づき避難場所、避難路の整備に加え、民間施設を避難場所に指定することで、避難困難地域の解消を図る。【1-3】

(都市公園の維持管理)

○施設の計画的な更新・補修を行うことにより、都市公園の維持管理を行う。【1-1】

(仮設住宅供給体制の充実)

○南海トラフ地震において必要と想定される仮設住宅の建設候補地を早期に確保するため、候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた候補地の積み増しの強化を図る。【8-3】

(中山間地域の振興)

○中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。【2-2】

(コンパクトシティの形成等)

コンパクトシティの形成をはじめとした集落のネットワーク化や定住自立圏構想の推進等を図る。【2-3】

<成果指標>

- ・汚水処理人口普及率 64.8%(H30) → 74.4%(R6)
- ・下水道管きょ耐震化整備の進捗率 0.0%(H30) → 21.7%(R6)
- ・下水処理施設の耐震化率 50.0%(H30) → 100.0%(R6)
- ・重要給水施設までの排水管耐震化整備率 0.2%(H30) → 35.7%(R6)

国土強靱化地域計画 第5章

C.保健医療・福祉・教育・文化

(災害時の医療体制整備)

- 災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害医療コーディネータ、災害医療拠点病院等と平常時から連携及び情報共有を図るために、県等が主催する研修会に積極的に参加する。【2-7】
- 救護所・避難所等における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への医療支援を行う日本医師会災害医療チーム(JMAT)等の医療救護班との連携体制の構築を図る。【2-7】
- 広域災害救急医療情報システム(EMIS)での情報共有が図られるよう、県等が主催する研修会に積極的に参加する。【2-7】

(ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営)

- 定期的なDMAT隊員による会議に参加し災害医療体制の構築に向けた協議を行うとともに、総合防災訓練等により関係機関との連携強化を図る。【2-7】

(孤立集落における医療確保)

- 県と国立大学法人宮崎大学における「宮崎県防災救急ヘリコプター医師現場投入活動実施に関する協定」により陸路でのアクセスが困難な地域等に対する医師の投入の運用を開始しており、今後も訓練等を通じて円滑な運用を図る。【2-3】

(被災地における感染症予防・衛生対策)

- 避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する。【2-8】
- 消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように県との連携を強化する。【2-8】

(避難所外避難者対策)

- 大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策について検討を進める。【2-2】
- 災害ボランティア(個人や民間団体)との連携による支援についても検討を進める。【2-2】

(要配慮者対策の推進)

- 要配慮者は、高齢者、障がい者、外国人等によって必要とする支援が異なることを踏まえて、災害発生時等に要配慮者に対する支援が円滑に行えるよう支援方法を検討する。【1-3】
- 要配慮者の避難については、行政機関だけできめ細かい対応を行うことは困難であることから、要配慮者の特性に応じた地域における共助が重要である。また、避難支援者自身の安全を確保することも重要であることから、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておくほか、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進する。【1-3】

(高齢者施設の防災対策)

- 定期的に実施する実地指導による確認・指導を通じて、非常災害に関する具体的計画の作成や避難体制の整備、避難訓練等実施などの防災対策の徹底を図る。【1-1】

(避難行動要支援者対策の推進)

- 避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成を促進していく。なお、個別支援計画の作成にあたり、防災、福祉、保健、医療等の関係機関や自治会、民生委員等と連携し取組を図る。【1-1】

(福祉避難所の整備)

- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、福祉避難所の確保を促進するとともに、民間ホテル等への要配慮者の受け入れについて検討を進める。【2-2】

(災害ボランティアの体制強化)

- ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している県市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。【2-2】

国土強靱化地域計画 第5章

(民生委員・児童委員の確保)

○民生委員・児童委員制度の周知及び業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。【8-3】

(学校における防災教育の推進)

○津波を含めたあらゆる自然災害に備え、県が作成した「防災教育資料集」や、DVD教材の活用により教職員の災害対応能力を向上させるとともに、各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進す
○防災専門官の助言を得ながら、津波を想定した避難訓練に継続的に取り組み、教職員及び児童生徒の災害対応能力を向上させる。【1-3】

(被災者の生活再建支援)

○被災者生活支援措置(被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等)の制度内容及び手続について、市一県間の応援体制を確立させ、迅速かつ円滑な実施体制の構築に努める。【8-6】

(文化財の保護)

○市内には、多くの文化財が現存している。これらの文化財の保護や利活用促進について、国県の制度事業や民間活力等も活用しながら進めていく。【8-3】

<成果指標>

- ・飢肥地区における歴史的建造物の新たな活用件数(累計) 0件(H30) → 6件(R6)
- ・津波浸水予定地域内にある小・中学校の避難訓練率 100%(R1) → 100%(R6) 【再掲】
- ・要支援・要介護者の入退院時における医療(病院・診療所)と介護(ケアマネージャー)間の情報提供率
①医療→介護 92.2%(H30)→100%(R6) ②介護→医療 81.5%(H30) → 100%(R6)
- ・認知症サポーター養成人数 5,795人(H30) → 8,295人(R6)
- ・避難行動要支援者の個別計画策定割合 0%(H30) → 50.0%(R6)
- ・成年後見制度の利用者数 168人(H30) → 213人(R6)
- ・65歳からの健康な期間の年数 男 17.55歳(H30算出) → 18.52歳(R6)
女 20.59歳(H30算出) → 21.38歳(R6)

国土強靱化地域計画 第5章

D.エネルギー・情報通信

(燃料供給体制の構築)

○発災時に円滑な燃料供給を図るため、県が協定を締結している石油連盟や県石油商業組合と中核SSや優先供給施設などの情報共有を行うとともに、防災訓練において供給体制の検証を行う。【2-1】

(電力事業者における災害対策)

○電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。【4-1】

(情報インフラの確保対策)

○国、県、関係事業者との連携を強化し、あらゆるメディアを駆使して災害情報が一人ひとりに伝わる仕組みを構築する。また、Lアラートの活用とライフライン情報の拡大等発信情報の品質向上や情報の更なる利活用に向けた取り組みを推進する。

【4-1】

(通信事業者における災害対策)

○通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。

【4-2】

(防災拠点における無線LAN環境整備)

○本庁舎等の防災拠点において、災害時にスマートフォンやタブレット等で必要な情報を入手できるよう無線LAN環境の整備を検討する。【4-1】

(避難施設における通信整備の確保)

○大規模災害時に利用される避難所については、電力供給が停止した場合でも、通信機器が使用出来るように非常用電源設備の設置や、無線機、衛星電話などの代替通信手段の導入を行う。【1-3】

(自然エネルギーの推進)

エネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス及び風力等のエネルギーの導入を推進する。

【4-1】

<成果指数>

・民間企業等との災害支援協定締結数 36(H30) → 46(R6)【再掲】

国土強靱化地域計画 第5章

E.産 業

(企業防災の促進)

- 企業等が、平常時から、市や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制の強化を図るとともに、積極的に社会貢献するよう啓発を推進する。【1-1】
- 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定を踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進地域(南海トラフ地震により震度6弱以上が想定される地域等をいう。)」における対策計画を未策定の企業に対しては関係機関と連携して作成を促進する。【1-1】
- 周知のためのBCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。【1-1】
- 市内中小企業者の防災対策を促進するため、県の行っている中小企業融資制度の活用を通じて、BCPに基づく施設整備や耐震改修を行う中小企業者に対する金融支援を行う。【1-1】

(事業所等における備蓄促進)

- 事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄について啓発を進めていく。【2-6】

(中小企業への金融支援)

- 被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。【5-1】

(災害による離職者の支援)

- 地震等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、本庁で相談窓口を設置し、離職者への求人情報等の提供を行う労働局と連携を図り、速やかに対応できるよう協議・検討していく。【8-6】

(旅行者等への防災対策)

- スポーツキャンプや市内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示等の対策を推進する。【1-2】
- 今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光Wi-Fiサービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。【1-2】

(観光客誘致対策)

- 災害後の安全性への不安により旅行等を控える観光客対策として、観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、観光地についての正確な情報の発信やプロモーションを行う。【7-6】

<成果指標>

- ・企業誘致・地元企業支援による雇用創出(累計) 96人(H30) → 500人(R6)
- ・観光消費額 35.5億円(H30) → 48.1億円(R6)
- ・油津港のクルーズ船寄港回数 11回(H30) → 30回(R6)

国土強靱化地域計画 第5章

F.交通・物流

(緊急輸送等のための交通インフラの確保)

- 東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。【2-1】
- 国道220号の事業中区間の早期完成および未事業化区間の早期事業化を要望していく。【2-1】
- 緊急輸送道路の整備を推進する。高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を促進するとともに、市道の整備について優先的に推進する。【2-1】
- 緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所を中心に落石防止網等の法面対策等を検討する。【2-1】
- 緊急輸送道路の市道橋については、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して、落橋しない耐震性能を有している。今後も、法定点検を遵守し、長寿命化計画に基づき、対象橋梁の健全化を確保する。【2-1】
- 油津港湾は、地域防災計画において、震災時における防災拠点(救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点)として位置づけられており、現在、整備が進められている既存岸壁の耐震改良化の早期完成に向けた促進を図る。【2-1】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての適正な保全対策を推進する。【2-1】
- 港湾BCPに基づき、県が行う港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練の実施に協力する。【5-1】

(緊急輸送道路等の早期啓開体制整備)

- 緊急輸送地域ルート of 早期啓開を図るため、国・県・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。【2-1】

(高速道路のミッシングリンクの早期解消)

- 東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。【5-1】

(安全快適な街作り(無電柱化))

- 生活空間の改善のため無電柱化の計画をとりいれた街作りを推進する。【1-1】

(地域交通網の確保)

- 地域コミュニティを維持する上で、地域交通は重要な要素であるため、広域的なバス路線についてはバス事業者への運行費補助等により、その維持・確保に努めるとともに、コミュニティバス等の活用など、地域ニーズにあった交通体系の整備による集落のネットワーク化を促進する。【8-3】

(港湾の地震・津波対策)

- L1津波(比較的発生頻度の高い津波)対策が必要な港湾施設の整備を要望していく。【1-3】

(物資受入体制の確立)

- 南海トラフ地震などの大規模災害発生時において市外からの食料等の物的支援を円滑に受入れるため、市では「地域防災計画」で物資輸送拠点指定している。【2-1】
- 今後は、代替拠点の充実や搬送手段の多様性を考慮し、拠点を増やすとともに拠点の運営マニュアルの整備や拠点に配置される人的支援の体制についても検討を進めるとともに県と連動した計画の策定を推進する。また防災訓練等を通じてその実効性を高める。【2-1】

<成果指標>

- ・コミュニティバスの利用者数 19,800人(H30) → 24,500人(R6)
- ・地域路線バスの利用者数 30,271人(H30) → 30,000人(R6)
- ・デマンド型乗り合いタクシーの利用者数 70人(H30) → 740人(R6)
- ・油津港の定期貨物航路の維持数 2航路(H30) → 2航路(R6)

国土強靱化地域計画 第5章

G. 農林水産

(漁港の防災対策)

○外郭・係留施設の耐震・耐津波診断に基づき、耐震・耐波・粘り強い構造対策を実施する。【5-5】

(農地農業用施設の保全)

○農地や農業用施設の豪雨による被害を軽減するために、施設管理者と管理状況等の確認を行い、被害防止軽減を推進する。【5-3】

(農業水利施設の長寿命化)

○水利施設の長寿命化計画に基づき、ハード対策に取り組む。【5-3】

(農業用ため池等の防災対策)

○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。【1-5】

(災害発生時の情報発信)

○災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、特産品の製造や販売の状況等の発信すべき情報や発信の方法等を検討する。【7-6】

(森林の整備)

○人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再生林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる対策を推進する。【7-5】

<成果指標>

- ・農業総生産額 18,044百万円(H30) → 18,000百万円(R6)
- ・新規就農者累積数 71人(H30) → 90人(R6)
- ・農業法人化累積数 0法人(H30) → 5法人(R6)
- ・主伐(針葉樹)面積に対する再生林面積の割合(過去3ヶ年平均) 75.6%(H30) → 80.0%(R6)
- ・民有林に占める森林経営計画面積の割合 36.9%(H30) → 37.5%(R6)
- ・「みやざき林業大学校(長期課程)」卒業者のうち、市内林業事業社への延べ就業者数 0人(H30) → 5人(R6)

国土強靱化地域計画 第5章

H.国土保全・環境

(土砂災害危険箇所の周知)

○最新の土砂災害警戒区域等を考慮し、避難場所・避難経路等の更新を行い、住民に周知する。
【1-6】

(山地災害の復旧や土砂流出防止)

○山地災害危険地区の災害のおそれのある森林においては、危険地区の解消を図るために、治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を積極的に推進する。【1-5】

(木材利用を促進する技術開発)

○森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな建設資材として期待されるCLTを活用した建築構法の研究開発やその実用化に向けた取組を推進する。
【7-5】

(河川、海岸の補強)

○LI津波(比較的発生頻度の高い津波)対策として整備する河川・海岸施設整備について、耐震対策も検討しながら、管理者に要望を行っていく。【8-5】

(中山間地域の振興)

○中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。【7-5】

(建設業の担い手育成)

○地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進行等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る。【8-2】

(地籍調査の推進)

○災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、県や地籍調査推進協議会等を通して国に対して予算確保の要望を行う。【8-4】

(浄化槽の強靱化対策)

○浄化槽については、既存の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。また、将来的にGISを活用した浄化槽台帳システムを導入し、浄化槽関係団体とも連携しながら、把握情報の精度を高める。【6-3】

(災害廃棄物処理)

○南海トラフ巨大地震を想定し平成28年3月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」及び、平成29年3月に策定した「日南市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制を構築する。【8-1】

○被災直後に災害廃棄物処理実施計画を策定し、その実効性を高める。また、災害廃棄物の発生量の推計と発生箇所に合わせて、災害廃棄物を仮置きするための仮置場の確保に努める。【8-1】

<成果指標>

- ・1人1日当たりのゴミの排出量 1,150g/日・人(H30) → 914g/日・人(R6)
- ・農用地面積に占める多面的機能支払交付金取組面積 56.24%(H30) → 56.88%(R6)
- ・地籍調査進捗 61.48%(H30) → 69.37%(R6)
- ・主伐(針葉樹)面積に対する再造林面積の割合(過去3ヶ年平均) 75.6%(H30) → 80.0%(R6)【再掲】
- ・民有林に占める森林経営計画面積の割合 36.9%(H30) → 37.5%(R6)【再掲】

国土強靱化地域計画 第5章

I.地域防災

(地域コミュニティの活性化)

○中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。【2-3】

(ハザードマップ等の作成)

○現行の津波浸水域や避難場所を示した津波ハザードマップについて、国や県の想定等の変更が生じた場合や避難場所等を変更した場合は、随時、更新・配布を行う。【1-3】

○洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、洪水ハザードマップの作成・公表する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されるよう啓発を推進する。【1-4】

○宮崎県の高潮による浸水想定区域の指定及び公表に合わせ、高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、高潮ハザードマップの作成・公表する。【1-4】

(土砂災害危険箇所対策)

○発災時に避難が円滑に行われるように、土砂災害警戒区域等の指定に合わせ、ハザードマップを随時見直す。【1-5】

○土砂災害対策については、主要道路及び住宅密集地、要配慮者施設など優先的に整備を推進する。【1-5】

(内水浸水被害対策)

○県から委託を受けている水門等について、引き続き適正な管理操作を行うとともに、排水機場については、操作の迅速化、職員の安全確保の観点から、遠隔操作化の早期実現を県に要望していく。【8-5】

(総合的な治水対策)

○2級河川の整備については、これまで通り、日南市県道河川整備促進既成同盟会により、行政及び市民が一体となって県に整備促進を要望していく。【1-4】

○市が管理する普通河川については、自治会等の要望等を踏まえ、土砂掘削など適切な維持管理を図っていくとともに、簡易な維持管理については、周辺住民が行えるような仕組みづくりを検討していく。【1-4】

○内水浸水被害の解消及び軽減のため、ポンプ場の排水設備の整備を引き続き促進し、雨水幹線等については整備の検討をする。【1-4】

(老朽化対策)

○2級河川の整備については、これまで通り、日南市県道河川整備促進既成同盟会により、行政及び市民が一体となって県に整備促進を要望していく。【1-4】

○市が管理する普通河川については、自治会等の要望等を踏まえ、土砂掘削など適切な維持管理を図っていくとともに、簡易な維持管理については、周辺住民が行えるような仕組みづくりを検討していく。【1-4】

○施設整備だけでは、自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携しながら、避難体制などのソフト対策を進める。【1-3】

○河川堤防の基盤強化や水門等の震災対策、海岸堤防の耐震対策、既存の河川・海岸管理施設の老朽化対策について、県に要望していく。【1-3】

○学校施設は、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。また避難所となっている学校施設(体育館を含む)のトイレの洋式化についても整備を進めていく。【1-1】

○輸送基盤の脆弱性の解消するため、計画的な整備や維持管理に努め、より円滑な輸送体制を確保を図る。【2-1】

○外郭・係留施設の耐震・耐津波診断に基づき、耐震・耐波・粘り強い構造対策を実施する。【5-5】

○農地や農業用施設の豪雨による被害を軽減するために、施設管理者と管理状況等の確認を行い、被害防止軽減を推進する。【5-3】

○水利施設の長寿命化計画に基づき、ハード対策に取り組む。【5-3】

○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」を作成するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。【1-5】

○大規模地震における避難所の確保及び余震による二次被害から市民の命を守るため、避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の耐震化(非構造部材等を含む)、老朽化対策及び機能強化を促進する。【2-2】

国土強靱化地域計画 第5章

○輸送基盤の脆弱性の解消するため、計画的な整備や維持管理に努め、より円滑な輸送体制を確保を図る。【2-1】

(地域コミュニティの活性化)

コンパクトシティの形成をはじめとした集落のネットワーク化や安住自立圏構想の推進等により、買物弱者対策や地域公共交通の維持、医療提供体制の整備等により、地域での暮らしに欠かすことのできない生活機能の維持・充実を図る。【8-3】

<成果指標>

- ・各地域における地域課題解決学習会の参加者数 210人(H30) → 540人(R6)
- ・自治会加入率 86.6%(H30) → 87.0%(R6)【再掲】
- ・新規就農者累積数 71人(H30) → 90人(R6)【再掲】
- ・農業法人化累積数 0法人(H30) → 5法人(R6)【再掲】
- ・「みやざき林業大学校(長期課程)」卒業者のうち、市内林業事業社への延べ就業者数 0人(H30) → 5人(R6)【再掲】
- ・農用地面積に占める多面的機能支払交付金取組面積 56.24%(H30) → 56.88%(R6)【再掲】
- ・地籍調査進捗 61.48%(H30) → 69.37%(R6)【再掲】
- ・コミュニティバスの利用者数 19,800人(H30) → 24,500人(R6)【再掲】
- ・地域路線バスの利用者数 30,271人(H30) → 30,000人(R6)【再掲】

国土強靱化地域計画 第6章

第6章 脆弱性の評価

A. 行政機能／防災教育・消防

(災害対策本部体制の充実・強化)

○大規模災害時に、被災や交通の麻痺等により職員が登庁できず、必要な体制が構築できないことも想定し、職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討する必要がある。【3-2】

○災害時に関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、情報共有、意思決定を円滑にする通信機器や災害支援システムの連携について確認が必要である。【3-2】

(職員の災害対応能力の向上)

○大規模災害時に円滑な災害対応や生活の安定化確保等を図るためには、防災担当職員はもとより、全ての職員の危機管理意識や災害対応能力を身につけておく必要がある。

【3-2】

(日南市業務継続計画(BCP)の推進)

○市庁舎の建具飛散防止をはじめ、ライフライン供給システムの多重化を図るなど、非常時の初動期における行政機能の維持を図る必要がある。また、各課においてもBCPの確認や見直しをする必要がある。【3-1】

(本庁舎の耐震化等)

大規模災害時、本庁舎は防災拠点として、災害対策本部が設置されるとともに、国・自衛隊・消防等の関係諸機関と連携しながら災害応急対策が実施されるため、庁舎の十分な耐震性や関係諸機関が活動できるスペース等を確保する必要がある。また、防災拠点となる庁舎の耐震化などの防災対策を推進する必要がある。

【3-1】

(災害緊急車両や優先供給施設への燃料供給体制の確立)

○大規模災害発生時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、緊急通行車両等や優先供給施設への燃料供給が確保できるよう県と連携して供給体制の構築を図っている。今後は、緊急通行車両等や優先供給施設に燃料供給を行うための手順や関係機関との連携方法を具体的に定める必要がある。【2-5】

(避難情報の的確な発令)

○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害の人的被害を発生させないため、発令基準に基づき適切な警戒レベルの運用を行い、住民の早期避難に関する意識の向上を図る必要がある。【1-4】

(被災者台帳の整備促進)

○被災者支援の円滑な実施を行うため、被災者台帳・被災者支援システムの導入についても検討を進める必要がある。【8-6】

(避難所の耐震化・機能強化の推進)

○大規模地震における避難所の確保及び余震による二次被害から市民の命を守るため、避難所施設の耐震化(非構造部材等を含む)、老朽化対策及び通信連絡手段の確保などの機能強化を進める必要がある。【2-2】

(避難所外避難者対策)

○大規模災害時に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等の長期にわたる避難所外の被災者に対する支援対策についても検討する必要がある。

【2-2】

国土強靱化地域計画 第6章

(広域避難対策)

○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、被災規模によっては避難所も被害を受けるため避難所収容数を避難者総数が上回り収容出来ない可能性がある。全ての避難者を円滑に避難所に収容するには、近隣自治体間において広域的な避難に関する連携をする必要がある。【2-2】

(災害時の活動拠点等の整備)

○大規模災害において自衛隊、警察、消防等の活動拠点や、支援物資の受入拠点を確保するとともに、拠点機能を発揮するための必要な資機材を整備しておく必要がある。【2-1】

(災害時の拠点施設としての道の駅の整備)

○道路利用者の休息施設や地域の拠点として利用されている「道の駅」は、その立地や設備等により、被災地支援の拠点としての活用が期待できることから、適切な管理かつ必要な整備を行う必要がある。【2-1】

(自治体間の応援体制の構築)

○南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、市内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、県からの支援に加え、自治体間で相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側と受け入れる側で、応援・受援体制の整備充実が必要である。【2-1】

(広域火葬体制の構築)

○大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため近隣県市町村の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築する必要がある。【2-8】

(防災関係機関の連携強化)

○大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。【2-1】

(宮崎県総合防災情報ネットワークの活用)

○民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、宮崎県で整備している総合防災情報ネットワークを活用するために、日頃より操作確認を徹底する必要がある。【1-4】

(ICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)の推進)

○被災時、情報システムの復旧に係る訓練等を実施することにより、ICT-BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む必要がある。【3-1】

(備蓄の推進)

○生活必需品の備蓄は市民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されことから、自助1日、市1日、県1日の最低3日分の備蓄品を確保する必要がある。市において計画的な備蓄を進める必要がある。【2-1】

(市民の防災意識の啓発)

○大規模災害においては、平時からの備えていることが重要であり、また災害時に適切な行動がとれるように、更なる防災意識の啓発が必要である。【1-2】

(自主防災組織等の活性化推進)

○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、市による各種避難訓練の補助や資機材整備を行い自主防災組織の充実強化を促進する必要がある。【1-1】

国土強靱化地域計画 第6章

(学校における防災教育の推進)

○学校における防災教育、特に津波による被害が想定される学校での教職員の災害対応能力を向上させるとともに、地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する必要がある。

【1-3】

(津波情報の迅速・的確な伝達手段の確保)

○防災行政無線や全国瞬時警報システム(Jアラート)等の各種システムを連動した情報伝達より、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。【1-3】

(旅行者への防災対策)

○今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する必要がある。【1-2】

(災害情報伝達手段の多様化)

○停電や停波によりテレビ・ラジオからの情報が得られないといった事態に備えて、SNSなどを活用して速やかに災害情報を発信できる体制を整える必要がある。【4-2】

○防災行政無線等の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供により、住民等への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を確実に推進する必要がある。【4-2】

○市民への災害情報提供のために整備している「防災・気象メール」の登録者数の増加を図る必要がある。【4-2】

(市民への広報・広聴)

○災害時は様々な情報が発信され混乱を生じることから、SNSの活用等、災害時の情報発信、収集手段を検討しておく必要がある。【2-2】

(災害発生時の情報発信)

○災害発生時において、市内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路を確認しておく必要がある。【7-6】

(緊急車両の登録)

○災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、災害発生後には確認事務処理ができないことから必要な公用車について事前登録を行う必要がある。【2-1】

(消防力の充実・強化)

○消防の広域応援体制の強化、消防施設の整備については一定の成果が上がっている。また、消防団の充実に努め、地域防災力の充実に図っていく。【2-4】

(消防施設における非常用電源設備等の維持管理)

○大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な消防無線を使用するために、庁舎や中継局の非常用電源設備等について維持管理が必要である。【3-2】

(ヘリコプターによる支援体制整備)

○車両で通行困難な地域における救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、効率的な活動のための体制を整備する必要がある。また、自衛隊ヘリコプターや各道府県防災ヘリコプターの着陸場等について事前に確認する必要がある。

【2-3】

B.住宅・街／土地利用

(木造住宅の震災対策)

○住宅の耐震化率は年々向上しているものの全国平均値約82%には届いていない状況にある。耐震化の必要性について、引き続き啓発活動を行うとともに木造住宅耐震化普及促進事業の周知に努め、さらに制度拡充を図ることで活用を促していく必要がある。【1-1】

国土強靱化地域計画 第6章

(学校施設の震災対策)

○学校施設は、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を推進する必要がある。【1-1】

(上水道施設等の耐震化推進)

○上水道施設について、施設の更新、津波対策や管路の耐震化等を推進する必要がある。【2-1】

(下水道施設の災害対策)

○下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練を実施する必要がある。【2-8】

(住宅の火災予防対策)

○住宅用火災警報器の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。【1-1】

(住宅密集地対策(市街地に空間の確保))

○幅の広い道路や公園等の整備を計画的に進めることで、大規模災害時の住宅密集地における延焼を防ぎ、また一時避難場所としても利用できるため、事業の導入について検討する必要がある。【1-1】

(安全快適な街作り(無電柱化))

○景観の阻害要因となる電柱、電線をなくし、電柱のない美しい街並みを整えるとともに、通行空間の安全性・快適性を確保し、災害時の救助活動を妨げないよう、平時から電柱の脆弱性を考慮したまちづくりが必要である。

【1-1】

(避難施設の整備、津波避難場所の確保)

○津波から住民の生命を守るためには、安全な場所への避難が基本である。住民の避難を確保するため、民間ビルの津波避難ビル指定や公共施設、高台などの活用促進を進めるとともに、津波の到達までに住民が安全な場所へ避難できる津波避難場所の整備や避難経路の確保を図っているところであるが、今後とも取り組みを推進していく必要がある。【1-3】

(都市公園の維持管理)

○都市公園の維持管理を行い、安心な都市空間の形成を図り、大規模災害時の帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的とした、一時避難場所としての役割を担えるようにする。【1-1】

(仮設住宅供給支援体制の充実)

○南海トラフ地震等の被害想定を踏まえ、災害時の仮設住宅の候補地の確保が必要である。

【8-3】

(中山間地域の振興)

○農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。【7-5】

○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、地域防災力の低下に繋がることから、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。【7-5】

C.保健医療・福祉・教育・文化

(災害時の医療体制整備)

○災害発生時の医療救護活動を円滑に行なうために、災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害医療コーディネータ、災害医療拠点病院と連携を図る必要がある。【2-7】

○主に災害急性期以降における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チーム(JMAT)等の医療救護班との連携体制を構築する必要がある。【2-7】

○災害発生時には、広域災害救急医療情報システム(EMIS)での情報共有を図る必要がある。【2-7】

国土強靱化地域計画 第6章

(孤立集落における医療確保)

○孤立集落においても医療措置が必要な患者が発生した場合に医療活動が実施できる体制を整備する必要がある。【2-3】

(被災地における感染症予防・衛生対策)

○避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する必要がある。【2-8】

○消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように県との連携を強化する必要がある。【2-8】

(避難所における生活環境の改善)

○被災者の避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のために、職員向けに避難所運営マニュアル周知するとともに、避難者となる地域住民への理解を得られる必要がある。【2-2】

(要配慮者対策の推進)

○高齢者、障がい者や乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時に配慮が必要ないわゆる要配慮者に対しては、それぞれの特性に応じた避難対策の支援を検討する必要がある。【1-3】

(高齢者施設の防災対策)

○高齢者施設において非常災害に関する具体的計画の作成、避難体制の整備が行われるよう周知を行う必要がある。【1-1】

(避難行動要支援者対策の推進)

○災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のため特に支援を必要とする避難行動要支援者名簿の作成及び避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画の作成を促進する必要がある。【1-1】

(災害ボランティアの体制強化)

○県市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。【2-2】

(民生委員・児童委員の確保)

○被災者支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区をなくし充足率100%を維持する必要がある。【8-3】

(学校における防災教育の推進)

○学校における防災教育、特に津波による被害が想定される学校での教職員の災害対応能力を向上させるとともに、地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する必要がある。【1-3】

(被災者の生活再建支援)

○被災者生活支援措置(被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等)を迅速かつ円滑に実施するため、関係組織と連携した実施体制を構築する必要がある。【8-6】

(文化財の保護)

○市内には、多くの文化財が現存している。これらの文化財の保護や利活用促進について、国県の制度事業等も活用しながら進める必要がある。【8-3】

D.エネルギー／情報通信

(燃料供給体制の確認)

○大規模災害時における燃料供給等については、災害応急対策活動に支障が生じないように緊急通行車両等や優先供給施設の供給について国や県において燃料供給計画を策定しており、この計画に基づき供給手順等についてマニュアルを策定して燃料供給体制の構築体制を図る必要がある。【2-1】

国土強靱化地域計画 第6章

(優先供給施設への燃料供給)

○大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき、供給手順等についてマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。【4-1】

(情報インフラの確保対策)

○情報通信の効果的・効率的な復旧のために、電気通信事業者との連携を図る応急活動体制について日頃から連携を密にしておく必要がある。【4-1】

(通信事業者における災害対策)

○通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。【4-2】

(防災拠点における無線LAN環境整備)

○本庁舎等の防災拠点において、災害時に必要な情報を入手できるよう無線LAN環境の整備を検討する必要がある。【4-1】

(避難施設における通信整備の確保)

大規模災害が発生した時、電力の供給停止や固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるおそれがあるため、避難施設等の状況確認を適切に行えるように通信手段及び電源の確保する必要がある。【1-3】

E.産業

(企業防災の促進)

○企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要があるとともに、BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。【1-1】

○南海トラフ地震が発生した場合、不特定多数の人が出入りする施設や危険物を取り扱う施設等については被害が拡大するのを防ぐため南海トラフ地震防災対策特別推進地域内にあるこれらの施設については地震防災対策計画の策定を促す。【1-1】

(事業所等における備蓄促進)

○事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する必要がある。【2-6】

(被災中小企業への金融支援)

○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について事前に確認をしておく必要がある。【5-1】

(旅行者等への防災対策)

○スポーツキャンプや各種競技大会開催時期及び市内各地の観光地においては、特定の地域に多数の選手・関係者、クルーズ乗船客を含む観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等の対策を検討する必要がある。【1-2】

(観光客誘致対策)

○災害後の安全性への不安により本市への旅行等を控える観光客対策として、ホテル・交通等の市・県内観光事業者と連携した情報発信や旅行会社へのプロモーション等について検討しておく必要がある。【7-6】

F.交通・物流

(市道及び付帯施設の強靱化)

○物資輸送ルートを確実に確保するため、市の管理する道路の老朽化対策を行い地震、津波、水害、土砂災害対策等で脆弱性が高まる事がないように着実に進める必要がある。【2-1】

国土強靱化地域計画 第6章

(緊急輸送等のための交通インフラの確保)

○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要となる人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。【2-1】

(緊急輸送等のための交通インフラの確保)

○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う重要幹線道路の整備促進を図る必要がある。【2-1】

(緊急輸送等のための交通インフラの確保)

○物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【2-1】

(緊急輸送等のための交通インフラの確保)

○海上からの輸送ルートの確保のために、港湾の整備促進を図る必要がある。【2-1】

(緊急輸送等のための交通インフラの確保)

○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての適正な保全対策が必要である。【2-1】

(緊急輸送道路等の早期啓開体制整備)

○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、緊急輸送ルートを確認する必要がある。【2-1】

(高速道路のミッシングリンクの早期解消)

○東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく必要がある。【5-1】

G.農林水産

(漁港の防災対策)

○漁港施設の耐震化や粘り強い構造の付加により、漁港機能の早期復旧を図り水産物供給機能を回復する必要がある。【5-5】

(農地農業用施設の保全)

○農地や農業用施設の豪雨による被害を軽減するために、施設管理者と管理状況等の確認を行い、被害防止軽減を推進する必要がある。【5-3】

(農業水利施設の長寿命化)

○農業水利施設の長寿命化計画の策定や耐震化などハード対策を進める必要がある。【5-3】

(農業用ため池等の防災対策)

○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成を支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。【1-5】

(森林の整備)

○人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再生林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる必要がある。【7-5】

国土強靱化地域計画 第6章

H.国土保全

(土砂災害危険箇所の周知)

○危険箇所の基礎調査の実施及び結果の公表等に基づき危険な箇所を周知する必要がある。
【1-6】

○住民の円滑な避難のため、「土砂災害ハザードマップ」の整備する必要がある。【1-5】

(山地災害の復旧や土砂流出の防止)

○山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、山地災害危険地区の整備を進めてきた。引き続き、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。【1-5】

○国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を進める必要がある。【7-5】

(木材利用を促進する技術開発)

○森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな利用先として期待されるCLT等をはじめ、木材の多様な利用技術開発に引き続き取り組むことが必要である。【7-5】

(建設業の担い手育成)

○地震・津波、土砂災害等の災害時に道路警戒及び災害復旧工事等を担う建設業においては経営の安定を図る観点から、公共工事の早期発注、余裕工期工事による工事期間の平準化や若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。【8-2】

(地籍調査の推進)

○災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、地籍調査を推進する必要がある。【8-4】

(浄化槽の強靱化対策)

○浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。また、将来的にGISを活用した浄化槽台帳システムを整備し、設置・管理状況などの把握情報の精度を高める必要がある。【6-3】

(災害廃棄物処理)

○南海トラフ巨大地震を想定し平成28年3月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」及び、平成29年3月に策定した「日南市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制を構築する必要がある。
【8-1】

○災害廃棄物処理実施計画を策定するとともに、その実効性を高める必要がある。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、災害廃棄物を仮置きするための仮置場を確保する必要がある。
【8-1】

I.地域防災

(地域コミュニティの活性化)

○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、地域防災力の低下に繋がることから、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。【2-3】

(ハザードマップ等の作成)

○津波が発生した時に市民が迅速に避難活動を行えることが重要である。津波発生時の避難の目安となる津波の浸水域や避難場所をあらかじめ示しているハザードマップの作成等の取組を行っているが、今後も取組を推進し市民の防災意識の向上に努める必要がある【1-3】

○洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成・公表を促進する必要がある。【1-4】

国土強靱化地域計画 第6章

○高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、高潮ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。【1-4】

(土砂災害危険箇所対策)

○住民の円滑な避難のため、「土砂災害ハザードマップ」の整備をする必要がある。【1-5】

(内水浸水被害対策)

○内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。【8-5】

(総合的な治水対策)

○水害を未然に防止し、被害を最小化するため、河川整備と既存の河川管理施設を適切に維持管理するとともに老朽化対策を進める必要がある。【1-4】

○施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所から重点的・集中的に行う必要がある。【1-4】

○内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場等の排水施設の整備を引き続き促進し、管渠については整備を検討する必要がある。【1-4】

(老朽化対策)

○水害を未然に防止し、被害を最小化するため、河川整備と既存の河川管理施設を適切に維持管理するとともに老朽化対策を進める必要がある。【1-4】

○施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所から重点的・集中的に行う必要がある。【1-4】

○河川堤防の基盤強化や水門等の震災対策、海岸堤防の耐震対策、既存の河川・海岸管理施設の老朽化対策等を推進する必要がある。しかしながら、施設整備だけでは自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携してハード対策の着実な推進を図るとともに、警戒・避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策が必要である。【1-3】

○海岸保全施設の整備については、海岸の侵食対策や高潮対策、L1津波(比較的発生頻度の高い津波)対策を推進していく必要がある。【1-3】

○学校施設は、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。【1-1】

○漁港施設の耐震化や粘り強い構造の付加により、漁港機能の早期復旧を図り水産物供給機能を回復する必要がある。【5-5】

○農地や農業用施設の豪雨による被害を軽減及ぼすために、排水路などの整備を行い、被害防止軽減を推進する必要がある。【5-3】

○農業水利施設の長寿命化計画の策定や耐震化などハード対策を進める必要がある。【5-3】

○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成を支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。【1-5】

○大規模地震による被害により避難所が使用不能になる事態や避難中の余震による二次被害から市民の命を守るため、避難所施設の耐震化(非構造部材等を含む)、老朽化対策及び機能強化を進める必要がある。【2-2】

○漁業集落排水施設の老朽化対策の早急な実施が必要である。【6-3】

○物資輸送ルートを確実に確保するため、市の管理する道路の老朽化対策を行い地震、津波、水害、土砂災害対策等で脆弱性が高まる事がないように着実に進める必要がある。【2-1】